

青函圏 台湾ブロガー招請業務プロポーザル募集要項

1 業務名

青函圏 台湾ブロガー招請業務

2 業務の目的および業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

※ 上記期間は最長期間であり、実際の契約期間は契約締結に向けた協議の中で決定する。

4 委託料に係る上限額

1,900千円（消費税等諸費用込み）

5 プロポーザルに関する事項

(1) プロポーザルの名称

青函圏 台湾ブロガー招請業務プロポーザル

(2) プロポーザルの実施主体

青函圏観光都市会議（青森市，弘前市，八戸市，函館市）

(3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

(4) プロポーザルの審査

別途設置する審査委員会において、契約候補者および次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じて評価するものであることから、審査委員会において選定された契約候補者等の提案内容については、契約締結に向けた協議において変更を求める場合がある。（提案金額の範囲内での変更に限る。）

- (6) プロポーザルの事務局
函館市観光部観光誘致課
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3323 (直通)
メール hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp

- (7) プロポーザルの日程
- | | | |
|---|---------------|----------------|
| ア | 令和元年8月 2日 (金) | 募集要項の公開 |
| イ | 8月 9日 (金) | 参加申込書・質問書の提出期限 |
| ウ | 8月23日 (金) | 応募書類の提出期限 |
| エ | 8月下旬以降 | 審査および契約 |

6 募集要項の公開

- (1) 公開日
第5項第7号アのとおり
- (2) 公開方法
函館市ホームページ (以下「ホームページ」という。)
- (3) 配布方法
ホームページからのダウンロードのみとする。

7 応募に関する要件等

- (1) 法人であること。(宗教活動や政治活動を主目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制下にある団体は除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- (3) 応募書類提出時において、青森市、弘前市、八戸市および函館市の4市(以下「4市」という。)のいずれかから、法令等の規定に基づく入札参加について排除措置または指名停止措置を受けていないこと。
- (4) その他応募に関する留意事項
- ア 1法人で複数の応募はできない。
 - イ 複数の者がグループを組み応募することは認めるが、その場合、グループの構成員(以下「構成員」という。)の中から代表者を定めること。
 - ウ 1法人が複数のグループの構成員となることはできない。
 - エ グループで応募する場合は、構成員の全てが第1号から前号までの要

件を満たす必要があること。

ウ 参加申込書が受理されていない者については、質問書および応募書類の提出は認めない。

8 参加申込書の提出について

(1) 提出期限

第5項第7号イのとおり

(2) 提出方法

事務局への持参または郵送とする。

郵送による提出の場合、消印の有効期限は、第1号の提出期限の日までとする。

(3) 提出資料

ア 参加申込書（様式1-1）

イ 参加申込に係る構成員調書（様式1-2）

※グループでの応募の場合のみ必要。

ウ 法人の概要がわかるもの。（パンフレット等での代用は可とする。）

※グループでの応募の場合は構成員全員分必要。

エ 希望する者に対しては、受付印押印のうえ写しを交付するので申し出ること。郵送により提出する場合において写しの交付を希望するときは、返信用封筒を同封すること。

9 質問書の提出

(1) 提出期限

第5項第7号イのとおり

(2) 提出方法

事務局への電子メールによる提出のみとする。

(3) 提出資料

質問書（様式2）

(4) 回答

適宜、ホームページで回答する。

(5) 質問に関する留意事項

ア 電話等口頭による質問は、原則として受付しない。

イ 回答は、本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし、全ての質問に対し回答するとは限らない。

10 応募書類の提出

(1) 受付期間

第5項第7号イの日の翌日から同号ウの日までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除き、受付時間は午前8時45分から午後5時までとする。

(2) 提出方法

事務局への持参または郵送とする。

郵送による提出の場合、配達証明付きで送付するものとし、第5項第7号ウの日の午後5時までに事務局必着とする。

(3) 応募書類

応募書類は、次のとおりとする。

なお、グループでの応募の場合、イおよびウは、構成員全員提出すること。また、エについては、正本1部に加え、副本を5部提出すること。

ア 応募申込書（様式3-1）

イ 誓約書（様式3-2）

ウ 登記事項証明書（商業・法人登記）

応募書類提出の日以前3か月以内に発行された履歴事項証明書に限る。

エ 提案書

※次号および第5号に記載するとおり提出すること。

(4) 提案書の様式に関する事項

任意の様式で構わないが、A4判縦左綴じとして提出すること。

(5) 提案内容に関する事項

提案内容は、次のとおりとする。

なお、作成にあたっては、別紙仕様書に記載する業務内容等を踏まえたものとし、事業の目的を達成するために効果的かつ効率的なものとする。

ア 招請するブロガー

(ア) 当該ブロガーの1日平均PV数を記載すること。

- (イ) 当該ブロガーの概要を記載すること。
- イ 行程および取材スポット
取材スポットのほか、宿泊施設や食事場所など招請時における具体的な行程を記載すること。
- ウ ブロガーごとに記事の本数と1記事あたりの内容(写真の枚数、文字数等)を記載すること。
- エ 期待される効果(1記事あたりのPV数、いいねの数など)を記載すること。
- オ 類似業務の実績を記載すること。
- カ 独自提案があれば記載すること。

11 審査委員会

(1) 委員

4市職員とする。

(2) 審査方法

書類審査とする。

(3) 審査結果

- ア 審査終了後、審査結果を通知する。
- イ 応募者(契約候補者を除く。)の評価点および順位は公表しない。
- ウ 審査結果に係る不服申立ては、一切受け付けない。
- エ 契約候補者名および提案内容(概要)は、ホームページで公表する。
- オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者名および提案内容(概要)を、ホームページで公表する。

(4) 失格事項

- 応募者または構成員が、次のいずれかに該当する者である場合には、当該応募者または当該構成員を含むグループは、失格として審査を実施しない。
- ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。(事務局の是正の求めに応じた者は除く。)
 - イ 第7項各号(第4号は除く。)の要件に合致しないことが判明した者、または合致しないこととなった者。
 - ウ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者。

エ その他本要項等に定める手続きや方法等を遵守しない者。

12 契約

青函圏観光都市会議は、審査委員会において選定された契約候補者と詳細を協議のうえ委託契約を締結する。この場合において、提案内容の一部変更も詳細の協議に含まれるものとする。また、契約候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を契約候補者とみなす。

なお、招請案確定後、台湾エバー航空に日本・台湾間の航空券提供等を依頼する予定であるため、航空券等の提供があった場合においては、本プロポーザルの提案金額から、航空券等に相当する金額を控除した金額で契約を締結するものとする。(契約締結後に航空券等の提供があった場合においては、契約金額に係る変更契約を締結するものとする。)

13 契約候補者等に係る資格の喪失

契約候補者等として選定された者(グループでの応募の場合は構成員)が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、契約候補者等の地位を取り消すものとする。

ア 第7項第各号の要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。

イ 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。

ウ 第11項第4号ウの行為を行っていたことが判明した場合。

14 その他留意事項

(1) 応募書類に係る著作権等

ア 応募書類に係る著作権その他の知的財産権(以下「著作権等」という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果物等に係る著作権等については、青函圏観光都市会議に帰属することとする。

イ 青函圏観光都市会議が、本プロポーザルに係る業務に使用する場合は、応募書類について、青函圏観光都市会議が無償で複製し使用することができる。(概要の作成など必要に応じて改変することもできる。)

ウ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとする。

エ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、損害を賠償するものとする。

(2) その他

ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。